

議案第18号

逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について

逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

平成27年 2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例（平成24年逗子市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条中「日常生活を営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第14条の見出し中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）」を「複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）」に改める。

第16条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）が公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、改正の要あるため提案する。